

太陽光発電設備を設置されてじゅみなたまへ



法人または個人事業主が設置した太陽光発電設備は、売電をされているかいないかにかかわらず、償却資産の申告が必要です。（10 kW以上）の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となり、申告が必要です。）なお、経済産業省の認定を受けている太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しの添付をお願いします。（低圧かつ10 kW未満の住宅等太陽光発電設備を除きます。）

所有する太陽光発電設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合や、申告方法などについてご不明な点がありましたが、税務課固定資産税担当（市役所1階）が担当までお問い合わせください。

lg.jp

Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.

A X 3 3・3 4 0 1
F

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税

担当（市役所1階）

【設置者および発電規模別の課税区分】

設置者	10 kW以上の太陽光発電設備	10 kW未満の太陽光発電設備
法人・個人事業主	課税対象 (申告必要)	課税対象 (申告必要)
個人(住宅用)	課税対象 (申告必要)	課税対象外 (申告不要)

事業主の方へ

平成28年度(平成27年分)給与支払報告書の提出をお願いします

【提出対象者】

【電子申告】

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在（中途退職した方については退職時）の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。

なお、給与支払報告書は、

税務署への「給与所得の源

泉徴収票等の法定調書合計

表」の提出とは別に、該當

する市町村に提出していた

だくもので。



【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当
(市役所1階)

A X 3 2・3 8 2 1／FAX

3 3・3 4 0 1

Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp

個人住民税特別徴収への移行

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税（市・県民税）を特別徴収（給与天引き）するものと定められています。

特別徴収への移行にご協力をお願いします。

平成28年2月1日(月)必着
※期日厳守のうえ、お早めに提出いただけます。

